

議案第 41 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年橋本市条例第154号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後			改正前		
(許可の取消し等) 第27条 市長は、 <u>第24条第1項</u> 又は <u>第25条第1項</u> の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)～(4) 略 別表(第28条関係)			(許可の取消し等) 第27条 市長は、 <u>第23条第1項</u> 又は <u>第24条第1項</u> の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)～(4) 略 別表(第28条関係)		
種別	区分	手数料	種別	区分	手数料
1～3 略	略	略	1～3 略	略	略
4 略	略	略	4 略	略	略
5 略	略	略	5 し尿を収集、運搬及び処分するとき	従量料金	180リットル以下の場合 2,000円 180リットルを超える場合 18リットルごとに(18リットル未満は18リットルとする。)
				特殊料金	汲取ホース40メートルを超える場合 20メートルごとに 200円
5 略	略	略	6 略	略	略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。